

熊谷市建築物駐車施設附置条例施行規則（平成17年10月1日規則第191号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊谷市建築物駐車施設附置条例（平成17年条例第220号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（荷さばきのための駐車施設の附置の特例）

第2条 条例第3条第2項ただし書に規定する規則で定める敷地の面積は、1,000平方メートルとする。

（特殊な装置を用いる駐車施設）

第3条 条例第6条第3項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めたもの又はそれらと同程度の効力を有するものとする。

（駐車設置の附置の特例による基準）

第4条 条例第7条の規定に基づく建築物の敷地以外の場所に附置する駐車施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 当該建築物の敷地から、おおむね300メートル以内の場所に設置すること。
- (2) 当該駐車施設の利用者が、他の自動車及び歩行者の通行に支障又は危険を及ぼさない場所に設置すること。

（届出）

第5条 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする者は、建築物駐車施設附置特例承認願（様式第1号）、建築物駐車施設附置（変更）届出書（様式第2号）及び建築物駐車施設附置調書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 別表に掲げる図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第10条第2項の届出をしようとする者は、建築物駐車施設工事完了届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（身分証明書）

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第5号）とする。

（措置命令書）

第7条 条例第13条第2項に規定する措置及び理由を記載した書面は、建築物駐車施設附置措置命令書（様式第6号）とする。

（その他）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市建築物駐車施設附置条例施行規則(平成7年熊谷市規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為はこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年5月31日規則第162号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年2月25日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和8年3月25日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

別表(第7条関係)

区分	図面の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び駐車施設を附置すべき建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置、規模、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地に接する道路の位置及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

備考 条例第6条第3項の特殊な装置を用いる駐車施設の場合は、国土交通大臣の認定書の写し又はその構造が分かる資料を添付すること。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

建築物駐車施設附置特例承認願

年 月 日

熊谷市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

熊谷市建築物駐車施設附置条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

駐車施設の設置場所	
権 利 関 係	
駐車施設の設置場所に係る土地の所有者 住 所 氏 名	
建 築 物 の 所 在 地	熊谷市
理 由	

確 認 申 請 受 付 年 月 日	※ 年 月 日
----------------------	---------

※は記入しないでください。

受 付 印
※

備考 届出者と駐車施設の設置場所に係る土地の所有者が異なる場合は、当該土地の使用を承諾したことを確認できる書類（契約書等）を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

建築物駐車施設附置(変更)届出書

年 月 日

熊谷市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

熊谷市建築物駐車施設附置条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物 の 概 要	所在地	熊谷市	駐 車 施 設	建築物内施設	台
	用途 構造 規模	m ²		建築物敷地内施設 (上記を除く。)	台
	特定部分	m ²		特例による施設	台
	非特定部分	m ²		附置すべき施設	台
	計	m ²			

確認申請 受付年月日	※ 年 月 日
---------------	---------

※は記入しないでください。

受 付 印
※

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

建築物駐車施設附置調書

駐 車 施 設 調 書

建築物所在地	熊谷市
建築主住所・氏名	
設計者住所・氏名	
施工者住所・氏名	
管理者住所・氏名	

駐 車 施 設

位 置	
構 造 ・ 型 式	
駐車部分の面積	m ²
車路の面積	m ²
駐 車 台 数	台

※駐車施設の位置・構造型式ごとに記入してください。

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

建築物駐車施設工事完了届出書

年 月 日

熊谷市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

熊谷市建築物駐車施設附置条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

完成年月日		年 月 日	
建 所	築 在 物 地	熊谷市	
建 築 物 の 概 要	構 規 造 模	m ²	建築物内施設 台
	特 定 部 分	m ²	建築物敷地内施設 (上記を除く。) 台
	非 特 定 部 分	m ²	特例による施設 台
	計	m ²	附置すべき施設 台
※受付印		※検査	

※は記入しないでください。

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職氏名	
年	月 日 生
<p>上記の者は、熊谷市建築物駐車施設附置条例第12条第1項の規定により、建築物又は駐車施設に立ち入って検査をすることができる者であることを証明する。</p>	
年	月 日 発行
熊谷市長 氏 名 <input type="checkbox"/>	

(裏)

<p>熊谷市建築物駐車施設附置条例(抜粋)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物及び駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、及び検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

建築物駐車施設附置措置命令書

年 月 日

様

熊谷市長 氏 名

建築物の所在 _____

建築物の用途・規模 _____

上記の建築物は、熊谷市建築物駐車施設附置条例第 条の規定に違反しているので、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり措置をとることを命ずる。

措 置
理 由

備考

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において熊谷市を代表する者は、熊谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。